

機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定について（案）

【内容】

- 1 水稲うるち玄米の農産物検査規格について、現行の規格とは別に、機械測定を最大限活用する「機械鑑定を前提とした規格」を策定する。
水稲うるち玄米の農産物検査においては、新たに策定する機械鑑定を前提とした規格は、現行の規格と同列に位置付ける。
 - 2 「機械鑑定を前提とした規格」においては、品位についての検査の結果は、これまでのような等級区分で示すのではなく、規格項目の測定結果を数値で示すことを基本とする。ただし、機械による測定が困難とされた規格項目については、一定水準以下であること（例：「適格」）を示すことを可能とする。
 - 3 「機械鑑定を前提とした規格」に基づく検査で使用することができる穀粒判別器は、民間の検査機関が性能確認を行い認定する（民間の体制が整うまでの当面の間（3～5年程度）は、国が行うこととする。）。
- 上記の穀粒判別器の性能確認は、国が指定する要件を満たす我が国の試験機関で作成された試料標準品を用い、国が定める試験方法により目視と同等以上の水準にあることを確認する（民間の試験機関の体制が整うまでの当面の間（3～5年程度）は、国が行うこととする。）。
- 4 「機械鑑定を前提とした規格」で設定する規格項目は、①容積重、②水分、③白未熟粒、④死米、⑤着色粒、⑥胴割粒、⑦碎粒、⑧異種穀粒、⑨異物とする。これらの規格項目は、機械による測定を基本とする。ただし、機械による測定が困難であるとされた規格項目については、目視による鑑定も行う。
 - 5 「機械鑑定を前提とした規格」に基づく検査においては、上記4に掲げる全ての規格項目について証明することを基本とする。
ただし、用途や品種の特性を踏まえ、特定の規格項目の証明を省略することができることとする。

- 6 上記4に掲げる規格項目について、計測・標準化・米穀の専門家等から構成する「機械鑑定に係る技術検討チーム」を設置し、令和3年内に
 - ① 機械鑑定における規格項目（白未熟粒・容積重等）の定義の明確化
 - ② 測定機械の精度検証用のツール（試料）の作成
 - ③ ②のツールを活用した測定機械の精度検証
 - ④ 標準計測方法等の設定などの技術的事項の検討・整理を進める。
- 7 農林水産省は、上記6の結果を踏まえ、農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）等の改正を行う。
- 8 このほか、検査結果については、必ずしも米袋や紙に印刷される検査証明書に文字で記載されるだけではなく、農林水産省の共通申請システムを活用し、検査証明書等に記載されたID番号、QRコード、ICタグ等からスマホやウェブ、機械端末等で証明事項を表示・活用することを可能とする（令和3年産米の検査から順次適用）。
さらに、農業データ連携基盤を活用する等により卸売事業者等が検査結果を参照できる仕組みを構築し、令和5年産米の検査からの適用を目指す。
- 9 「機械鑑定を前提とした規格」に基づく検査の証明事項（機械の測定値）を活用して、どのように米穀を評価するのかは用途等に応じて民間で定まることが基本であるが、当面の間、国は機械測定の数値と品質との関係の目安などをガイドラインとして示すことも検討する。